

条件付一般競争入札(事後審査型)の実施について

下記の工事請負契約について、次のとおり条件付一般競争入札(事後審査型)を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

平成30年12月21日

彦根市長 大久保 貴

工 事 番 号	平成30年度 第2809-4015号
工 事 名 称	市営西沼波住宅解体工事
工 事 場 所	彦根市西沼波町727番地
工 事 概 要	<p>CB造平家建て住宅解体 約310㎡</p> <p>増築部平家建て住宅解体 約250㎡</p>
施 工 期 間	契約締結日の翌日から平成31年3月25日まで
予 定 価 格	事後公表とする。
最 低 制 限 価 格	有
見 積 内 訳 書 の 提 出	要
入 札 方 法 等	<p>(1) 彦根市電子入札システムを使用して行う電子入札とする。</p> <p>(2) 契約書案、設計図書、仕様書、彦根市契約規則、彦根市建設工事等電子入札実施要領等を熟知の上入札すること。</p> <p>(3) 予定価格を事後に公表する入札において初度の入札で予定価格と最低制限価格の範囲となる額の入札がない場合は、再度入札を行うものとする。ただし、この場合の入札において、入札者が1者になったときは、再度入札を行わないものとする。</p> <p>(4) 初度の入札において入札に参加しなかった者および無効の入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。</p> <p>(5) 最低制限価格未満の入札をした者は、失格とし、再度入札に参加できないものとする。</p> <p>(6) 予定価格を事前公表した入札において予定価格を超える額の入札をした者は、失格とする。</p> <p>(7) 落札価格(契約金額)は、入札書に記載された金額に消費税相当分(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加算した金額とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税相当分を除いた金額を入札書に記載すること。</p>
契約条項の閲覧場所	彦根市総務部契約監理室
設計図書等の閲覧	電子による閲覧(彦根市入札情報公開システム内)

発注工事種別	とび・土工・コンクリート工事
入札参加方式	単体のみ
入札保証金	免除
契約保証金	<p>金銭的保証を付すこと。 落札価格の10%以上を納付すること。 ただし、落札価格の10%以上に相当する保証事業会社または金融機関の保証をもって納付に代えることができる。 また、落札価格の10%以上に相当する債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結または債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合、契約保証金の納付を免除する。</p>
瑕疵担保期間 および保証金	なし 保証金 免除
前金払	有(彦根市契約規則第64条の規定による。)
中間前金払	<p>有(彦根市契約規則第66条の2の規定による。) 中間前金払と次項に定める部分払(債務負担行為等に係る契約における各年度末の部分払を除く。)の併用はできない。(彦根市契約規則第66条の3および第67条による。)</p>
部分払	有(彦根市契約規則第67条の規定による。)
設計図書等の配布	内訳書または設計図面(以下「設計図書等」という。)については、原則彦根市入札情報公開システムからダウンロードし、取得すること。
現地説明	現地説明は行わない。
質問受付方法等	<p>(1) 設計図書等について質問がある場合には、その旨を記載した書面(様式は任意)を次のとおり持参すること。 受付期間：平成30年12月21日から平成31年1月9日まで(彦根市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。) 受付場所：彦根駅西口仮庁舎3階都市建設部建築住宅課</p> <p>(2) 質問に対する回答は、下記の期日に窓口にて配布し、または彦根市入札情報公開システムにより、インターネットにおいて公表する。 回答配布日(公開日)：平成31年1月11日 配布場所：彦根駅西口仮庁舎3階都市建設部建築住宅課</p>
紙入札の届出受付	入札を紙入札により行おうとする者は、入札書受付締切日時までに紙入札参加届出書を彦根市総務部契約監理室に持参すること。届出を受理した場合に限り、紙入札を行うことができるものとする。

入札書受付期間等	<p>期間：平成 31 年 1 月 15 日午前 9 時から同月 16 日午後 5 時まで(彦根市の休日を除く。)</p> <p>受付：彦根市電子入札システム内</p> <p>ただし、紙入札による場合は、彦根市総務部契約監理室に持参すること。この場合の受付時間は、午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)とする。</p>
入札書等提出方法	<p>彦根市電子入札システムにより送信すること。</p> <p>添付書類：見積内訳書(指定様式)、条件付一般競争入札参加資格確認申請書(事後審査用)、その他指定する書類</p> <p>ただし、紙入札による場合は、入札者の住所および商号または名称、開札日、工事等名称および「入札書在中」と記載した封筒に入札書、見積内訳書、条件付一般競争入札参加資格確認申請書(事後審査用)、その他指定する書類を封入し、入札使用印で封印し、彦根市総務部契約監理室に持参すること。</p> <p>提出された入札書および添付書類を書き換え、引き換え、または撤回することはできない。</p>
その他指定する書類	なし
入札参加辞退	<p>入札書提出後、入札参加者が他の案件を落札し、当該入札案件に配置予定であった技術者を配置できなくなった場合は、開札日時までに辞退届を書面で提出して辞退することができる。</p>
見積内訳書	<p>見積内訳書は、指定様式とし、次の事項を記載すること。</p> <p>入札書と見積内訳書記載の金額は一致すること。</p> <p>(1) 入札者の住所、商号または名称および代表者氏名</p> <p>(2) 工事名称</p> <p>(3) 工事費見積内訳</p>
開札日時	平成 31 年 1 月 17 日 午前 9 時 00 分 執行
開札場所	彦根市総務部契約監理室
落札決定の保留	<p>開札後に競争参加資格の審査を行うため、落札決定を保留することがある。</p>
競争参加資格の確認	<p>落札候補者については競争参加資格の審査を行うが、競争参加資格がないと認められた者のした入札は無効とし、次に低い価格を提示した落札候補者について審査を行うものとする。以下同様に、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。</p>
入札結果の公表	<p>落札決定後、速やかに彦根市入札情報公開システムにおいて公表するとともに契約監理室において掲示する。</p>

入札参加資格

- この入札に参加する者は、次の要件を全て満たすこと。
- (1) 平成 30 年度彦根市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)の土木一式工事または建築一式工事に登録されており、次のアまたはイのいずれかに該当すること。
 - ア 土木一式工事にて有資格者名簿に登録されている者にあつては、次のすべてを満たすこと。
 - ・ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 15 条の規定による土木工事業に係る一般建設業または特定建設業の許可を有すること。
 - ・ 有資格者名簿の土木一式工事において、格付区分の「D」に登録されていること。
 - ・ 平成 30 年度入札参加資格審査申請時(以下「審査申請時」という。)にとび・土工工事業の建設業許可を有していること。
 - ・ 審査申請時に提出した「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」において「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の欄に同工事の総合評定値(P)および完成工事高の記載があること。
 - イ 建築一式工事にて有資格者名簿に登録されている者にあつては、次のすべてを満たすこと。
 - ・ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 15 条の規定による建築工事業に係る一般建設業または特定建設業の許可を有すること。
 - ・ 有資格者名簿の建築一式工事において、格付区分の「BまたはC」に登録されていること。
 - ・ 審査申請時にとび・土工工事業の建設業許可を有していること。
 - ・ 審査申請時に提出した「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」において「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の欄に同工事の総合評定値(P)および完成工事高の記載があること。
 - (2) 有資格者名簿に登録されている本店が、審査基準日(平成 30 年 1 月 1 日)の前 1 年を超える日から引き続いて彦根市に有する者であること。
 - (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (4) 彦根市入札参加停止措置に関する要綱(平成 27 年彦根市告示第 12 号)に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
 - (5) 彦根市入札参加資格者実態調査実施要綱(平成 26 年彦根市告示第 258 号)に基づく改善指導の旨通知を受け、かつ、改善したことが確認されていない者でないこと。
 - (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て、会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく清算の開始または破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (7) 手形交換所により取引停止処分を受けている等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。

	<p>(8) 建設業法第 28 条第 3 項の規定による営業停止処分の措置期間中でないこと。</p> <p>(9) 対象工事について、建設業法第 26 条および設計図書等に定める主任技術者または監理技術者および現場代理人等を適正に配置することができること。</p>
<p>入 札 の 無 効</p>	<p>次のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>(1) 入札に参加する資格のない者がした入札</p> <p>(2) 同一事項の入札について、2 以上の意思表示をした入札</p> <p>(3) 談合その他不正の行為があったと認められる入札</p> <p>(4) 入札保証金を必要とする入札で、入札保証金を所定の日までに納付しないで行った入札またはその納付額が所定の金額に満たない入札</p> <p>(5) 入札書記載の金額、氏名、押印(電子入札にあつては、入札者の電子署名または当該電子署名に係る電子証明書)その他入札要件の記載が確認できない入札</p> <p>(6) 入札書記載の金額を加除訂正した入札(紙入札の場合)</p> <p>(7) 入札書に見積内訳書ほか添付を必要とする書類が添付されていない入札</p> <p>(8) 指定様式以外の見積内訳書を添付した入札</p> <p>(9) 必要事項が記載されていない見積内訳書を添付した入札</p> <p>(10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札</p> <p>(11) 入札書が所定の日時を過ぎて到着した入札</p> <p>(12) その他入札に関する条件に違反した入札</p>
<p>そ の 他</p>	<p>(1) 契約書案、設計図書、仕様書、彦根市契約規則、彦根市条件付一般競争入札実施要領および彦根市電子入札実施要領、彦根市電子入札システム共通事項、入札遵守事項(電子入札)等を熟知の上、入札すること。</p> <p>(2) この入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)その他の法令の定め抵触する行為を行ってはならない。</p> <p>(3) この公告の公表の日から契約の締結までの間に、前記の入札参加資格に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者とは契約を締結しない。</p> <p>(4) 落札者は、落札決定の通知を受けたときは、前記の契約保証金に記載した履行保証措置を講じた上、10 日以内に契約書を契約担当者に提出すること。</p> <p>(5) 工事施工に際し、下請け、役務の提供、資材の調達等について、優先的に市内業者の活用に努めること。</p>